

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務 基礎項目調査書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和4年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務
②事務の概要	<p>【概要】 私立高等学校生徒授業料軽減補助金交付要綱及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱に基づき、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、私立高等学校等授業料軽減補助金を交付する。</p> <p>【内容】 私立高等学校等授業料軽減補助金を交付するための支給区分の決定 ・保護者等の居住地により、支給対象となるかの判定を行う ・保護者等の前年所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて市町村等に照会し、支給する範囲(支給区分)の決定を行う。その際に、個人番号を利用して情報連携する。</p>
③システムの名称	統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校等授業料軽減補助金支給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 第2条 別表第1 第1の項の第5号、別表第2 第1の項の第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部教育課
②所属長の役職名	教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	私学教育課長 高永 徹	私学教育課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 対象者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	企画県民部管理局私学教育課 私学教育課長	企画県民部管理局教育課 教育課長	事後	記載内容の変更
令和3年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和3年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104	企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3104	事後	記載内容の変更
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずる者として定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	記載内容の変更
令和4年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	企画県民部管理局教育課	総務部教育課	事後	記載内容の変更
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104	総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104	事後	記載内容の変更
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正